

日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内における飼い主のいない猫を適正に管理するため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術（雄の精巣の摘出手術、雌の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出手術のことをいう。また堕胎処置及び手術済みの目印として行う当該猫の耳カット処置を含む。以下同じ。）に要する費用について助成金を交付するものとし、その交付については、日田市補助金等交付規則（平成 9 年規則第 36 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、地域活動団体等とは地域において飼い主のいない猫を適正に管理する活動を行うために当該地域に住所を有する個人又は団体（以下「地域活動団体等」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たし、当該地域の自治会等の合意及び市の登録を受けたものをいう。

- (1) 飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、市民の良好な生活環境の保持を目的としていること。
- (2) 飼い主のいない猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。
- (3) 同条第 1 号または第 2 号に掲げる目的のため、同条第 2 項各号に掲げる活動を行っていること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者が構成員となっていないこと。

2 この要綱において、前項第 3 号に掲げる活動とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫の繁殖抑制を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進する活動
- (2) 飼い主のいない猫の餌及び排泄物の適正な管理のための活動
- (3) 同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための啓発等の活動

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者は、地域活動団体等とする。

(地域活動団体等の登録等)

第4条 地域活動団体等として登録を受けようとするものは、日田市地域活動団体等登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施に関する誓約書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、日田市地域活動団体等登録可否決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録することに決定したときは、活動団体名等の必要事項を台帳に登録する。

(変更の届出)

第5条 地域活動団体等は、前条第1項に規定する申請の事項に変更があったときは、日田市地域活動団体等登録事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第6条 地域活動団体等は、第4条第3項の規定による登録を廃止するとき、日田市地域活動団体等登録廃止届(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、管理している猫が全て死亡、または他の団体へ管理を承継しなければ登録を廃止することはできない。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、地域活動団体等が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、その旨を日田市地域活動団体等登録取消通知書(様式第6号)により当該地域活動団体等に通知するものとする。

(1) 第2条第1項に規定する要件を満たさないとき。

(2) その他登録が適当でないと市長が認めるとき。

2 前項の規定する通知を受けた地域活動団体等は、速やかに新たな管理者を見つけなければならない。

(助成対象経費)

第8条 助成金の交付対象となる経費は飼い主のいない猫に対して、動物病院の獣医師が行う不妊去勢手術に要する費用とする。

(助成額)

第9条 助成額は、予算の範囲内で、雄猫にあつては1頭につき5千円とし、雌猫にあつては1頭につき1万円とする。ただし、これらの額が助成対象経費の額を超えるときは、助成対象経費の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(助成金の交付申請)

第10条 地域活動団体等は、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施するにあたり、助成金の交付を受けようとするときは、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第11条 市長は、前条に規定する申請に対し、助成金の交付を決定したときは、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第8号）（以下「決定通知書」という。）により当該申請をした地域活動団体等に通知するものとする。

(不妊去勢手術の実施)

第12条 前条の規定により決定通知書を受け取った地域活動団体等（以下「助成決定地域活動団体等」という。）は、獣医師に飼い主がいない猫の不妊去勢手術を依頼するものとする。

2 前項に掲げる不妊去勢手術の依頼は、決定通知書を受け取った日から起算して60日以内又は決定通知書を受け取った年度の2月末日までのいずれか早い日までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 同条第1項の規定による依頼を受けた獣医師は、診断の上、不妊去勢手術を行うものとする。ただし、診断の結果、不妊去勢手術を行うことが適当でないと判断したときは、その理由を説明し、不妊去勢手術を行わないことができる。

（中止承認申請）

第 13 条 助成決定地域活動団体等は、助成事業を中止しようとするときは、速やかに日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金中止承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、中止を決定し、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金中止決定通知書（様式第 10 号）により、助成決定地域活動団体等に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 14 条 助成決定地域活動団体等は、第 12 条第 1 項の規定により依頼した不妊去勢手術が完了したときは、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金実績報告書（様式第 11 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1） 支払証拠書類（領収書の写し）

（2） 該当猫の写真（耳カット等不妊去勢手術を行ったことがわかる個体判別が可能なもの）

2 前項に掲げる実績報告書の提出は、不妊去勢手術を実施した日から起算して 14 日以内又は不妊去勢手術を実施した年度の 2 月末日までのいずれか早い日までとする。ただし市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（助成金の額の確定の通知）

第 15 条 市長は、不妊去勢手術の完了又は中止による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うことにより、適合すると認めたときは、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付額確定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 16 条 助成決定地域活動団体等は、助成金の交付を請求しようとするときは、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求に基づき、助成金を精算払により交付するものとする。

（助成金の返還）

第 17 条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認める者に対してその全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。